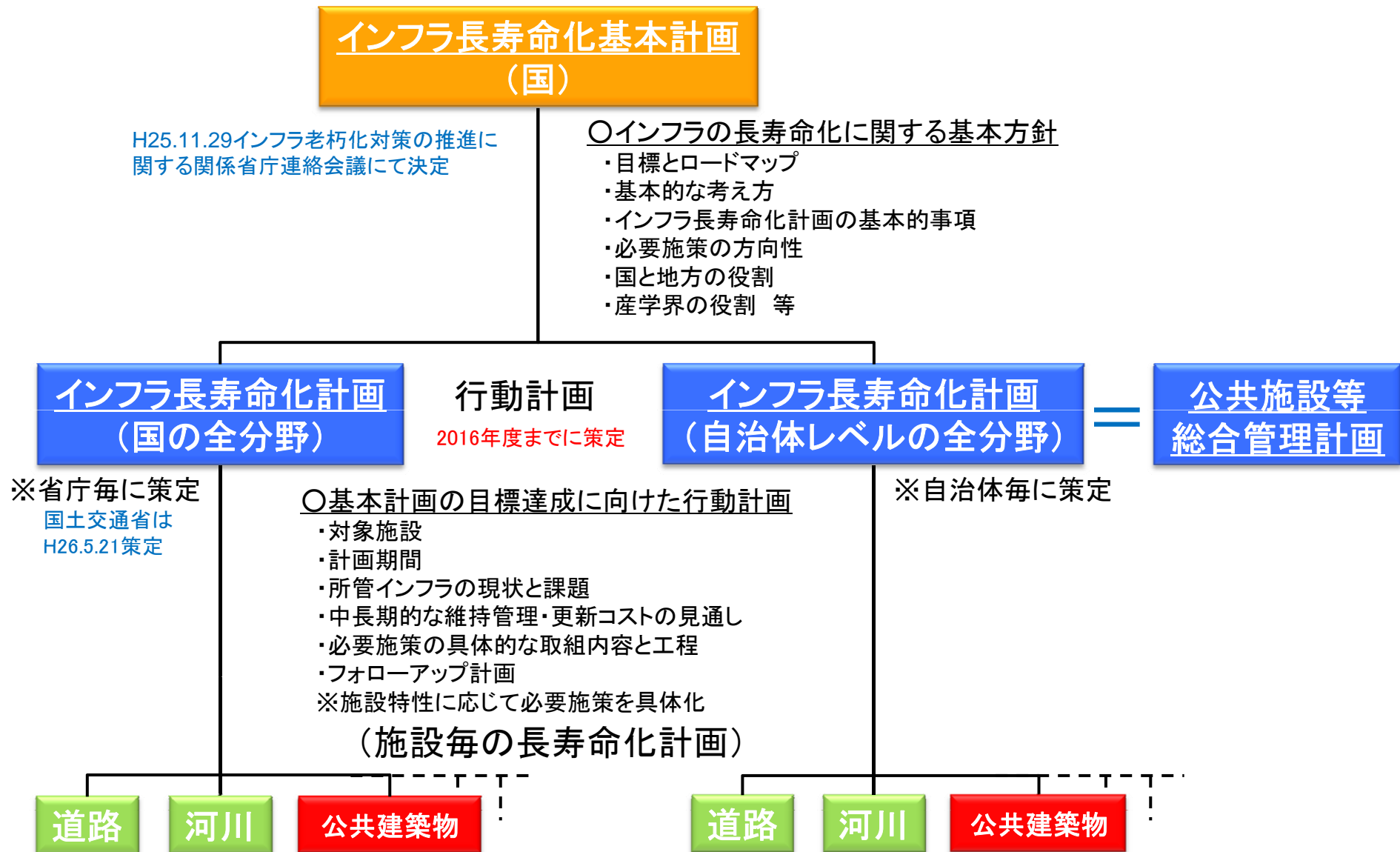


資料2-2 インフラ長寿命化計画について

インフラ長寿命化計画について

日付	国土交通省(有識者委員会・省内会議)	政府全体
H24.7	○社会資本メンテナンス戦略小委員会(メンテ小委)設置	
H24.12.2	中央道 笹子トンネル 天井板崩落事故	
H25.1	○社会資本の老朽化対策会議設置(大臣以下局長級) ○緊急提言(メンテ小委)	
H25.3	○「社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置」の決定 ○老朽化対策推進室設置(次官・局長級)	
H25.5	○「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」中間答申	
H25.6		○ <u>日本再興戦略</u> (閣議決定) ・インフラ長寿命化基本計画の策定 ○関係府省庁副大臣級会議設置
H25.11		○<u>インフラ長寿命化基本計画</u>(関係省庁連絡会議決定)
H25.12	○「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」答申(審議会)	
H26.5	○<u>国土交通省インフラ長寿命化計画</u>(行動計画)の策定	



○施設の状態に応じた詳細な点検・修繕・更新の計画

インフラ長寿命化に向けた計画の体系

インフラ長寿命化基本計画

〔 策定主体 : 国
対象施設 : 全てのインフラ 〕

1. 目指すべき姿

- 安全で強靱なインフラシステムの構築
- 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
- メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

2. 基本的な考え方

- インフラ機能の確実かつ効率的な確保
- メンテナンス産業の育成
- 多様な施策・主体との連携

3. 計画の策定内容

○インフラ長寿命化計画（行動計画）

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針

〔 対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見直し／必要施策に係る取組の方向性等 〕

○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画

〔 対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用等 〕

4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等
体制の構築	[国]資格・研修制度の充実 [地方]維持管理部門への人員の適正配置 [民間企業]入札契約制度の改善等
法令等の整備	基準類の体系的な整備等

5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

安全性や経済性等の観点から必要性が認められる施設

行動計画

〔 策定主体 : 各インフラを管理・所管する者
対象施設 : 安全性等を鑑み、策定主体が設定 〕

1. 対象施設

- 自らが管理・所管する施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から計画的な取組を実施する必要性が認められる施設を策定者が設定

2. 計画期間

- 「4. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し」を踏まえつつ、「5. 必要施策の取組の方向性」で明確化する事項の実施に要する期間を考慮して設定
- 取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、計画を更新し、取組を継続・発展

3. 対象施設の現状と課題

- 維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえ、課題を整理

4. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し

- 把握可能な情報に基づき、中長期的なコストの見直しを明示

5. 必要施策に係る取組の方向性

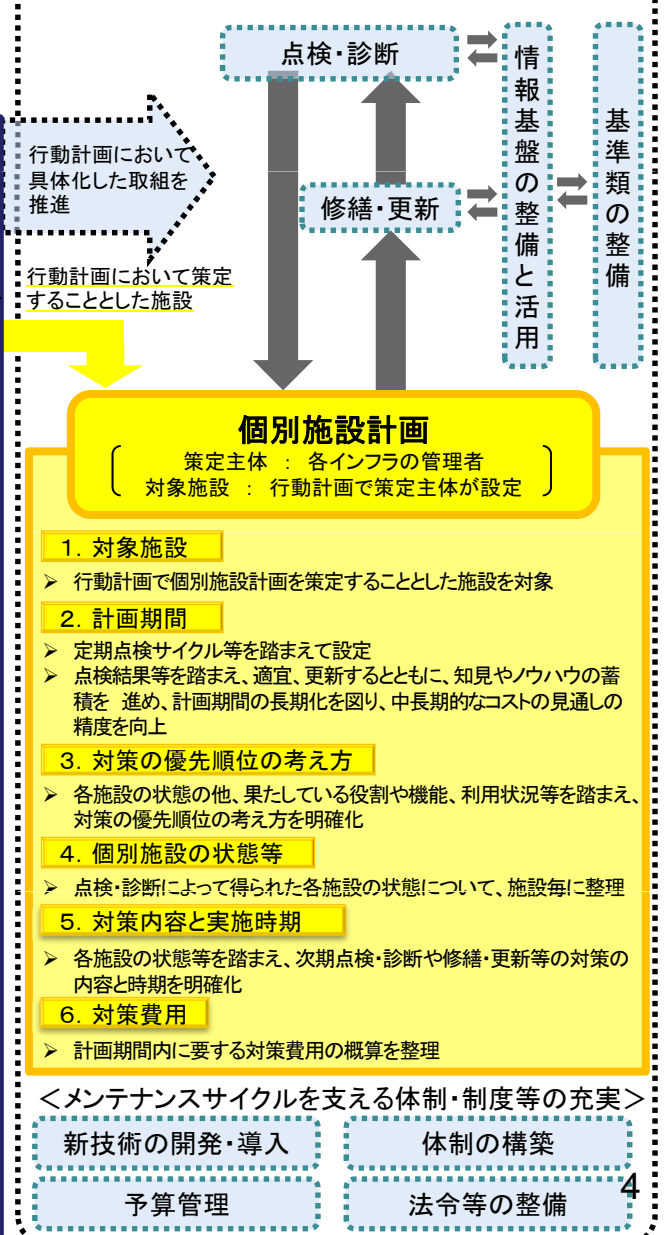
- 対象施設の現状と課題、中長期的な維持管理・更新等のコスト見直し等に照らし、必要性が高いと判断される事項について取組の方向性を具体化

点検・診断	例) 点検未実施の施設を解消
修繕・更新	例) 緊急修繕を完了
基準類の整備	例) 点検マニュアルを見直し
情報基盤の整備と活用	例) プラットフォームを構築・運用
個別施設計画の策定	例) 対象とした全ての施設で計画を策定
新技術の開発・導入	例) 重要な施設の全てでセンサーによるモニタリング
予算管理	例) 個別施設計画に基づき計画的に配分
体制の構築	例) 維持管理担当の技術職員を配置
法令等の整備	例) 維持管理に係る基準を法令で明示

6. フォローアップ計画

- 行動計画を継続し、発展させるための取組を明記

＜個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルの実施＞



インフラ長寿命化基本計画について

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、
メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、
トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発
メンテナンス産業を育成

1. 目指すべき
姿

2. 基本的な
考え方

3. 計画の
策定内容

4. 必要施策の
方向性

5. その他

●点検・診断	<u>定期的な点検</u> による劣化・損傷の程度や原因の把握等
●修繕・更新	優先順位に基づく <u>効率的かつ効果的な修繕・更新</u> の実施等
●基準類の整備	施設の特性を踏まえた <u>マニュアル等の整備、新たな知見の反映等</u>
●情報基盤の整備と活用	<u>電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等</u>
●新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する <u>技術等の開発・積極的な活用</u> 等
●予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新 <u>コストの縮減、平準化等</u>
●体制の構築	【国】技術等の <u>支援体制の構築、資格・研修制度の充実</u> 【地方公共団体】維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用 【民間企業】入札契約制度の改善等
●法令等の整備	<u>基準類の体系的な整備</u> 等

 各インフラを所管する国(関係省庁)・地方公共団体の行動計画でも上記の取組の具体化を図ることとなっている。

●国土交通省の役割

所管者	管理者
各インフラの的確な維持管理・更新等が行われるよう、 体制や制度等を構築するという役割	各事業等に係る法令等に基づき、 インフラを自ら管理する役割

●計画の範囲

施設名	根拠(関連)法令
道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、住宅、 官庁施設 、観測施設	各々の根拠(関連)法令

官庁施設(庁舎、宿舎 等)

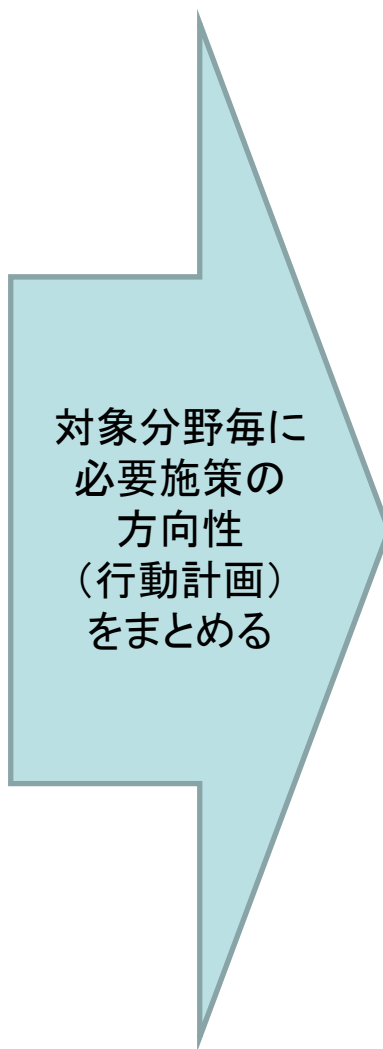
(官公庁施設の建設等に関する法律第13条)
国土交通大臣は、国家機関の建築物の保全等について基準を定め、その実施に関し関係国家機関に対して勧告することができる。

●計画期間

2014年度(平成26年度)を初年度とし、**2020年度(平成32年度)まで**

対象分野

- ① 道路
- ② 河川・ダム
- ③ 砂防
- ④ 海岸
- ⑤ 下水道
- ⑥ 港湾
- ⑦ 空港
- ⑧ 鉄道
- ⑨ 自動車道
- ⑩ 航路標識
- ⑪ 公園
- ⑫ 住宅
- ⑬ 官庁施設**
- ⑭ 観測施設



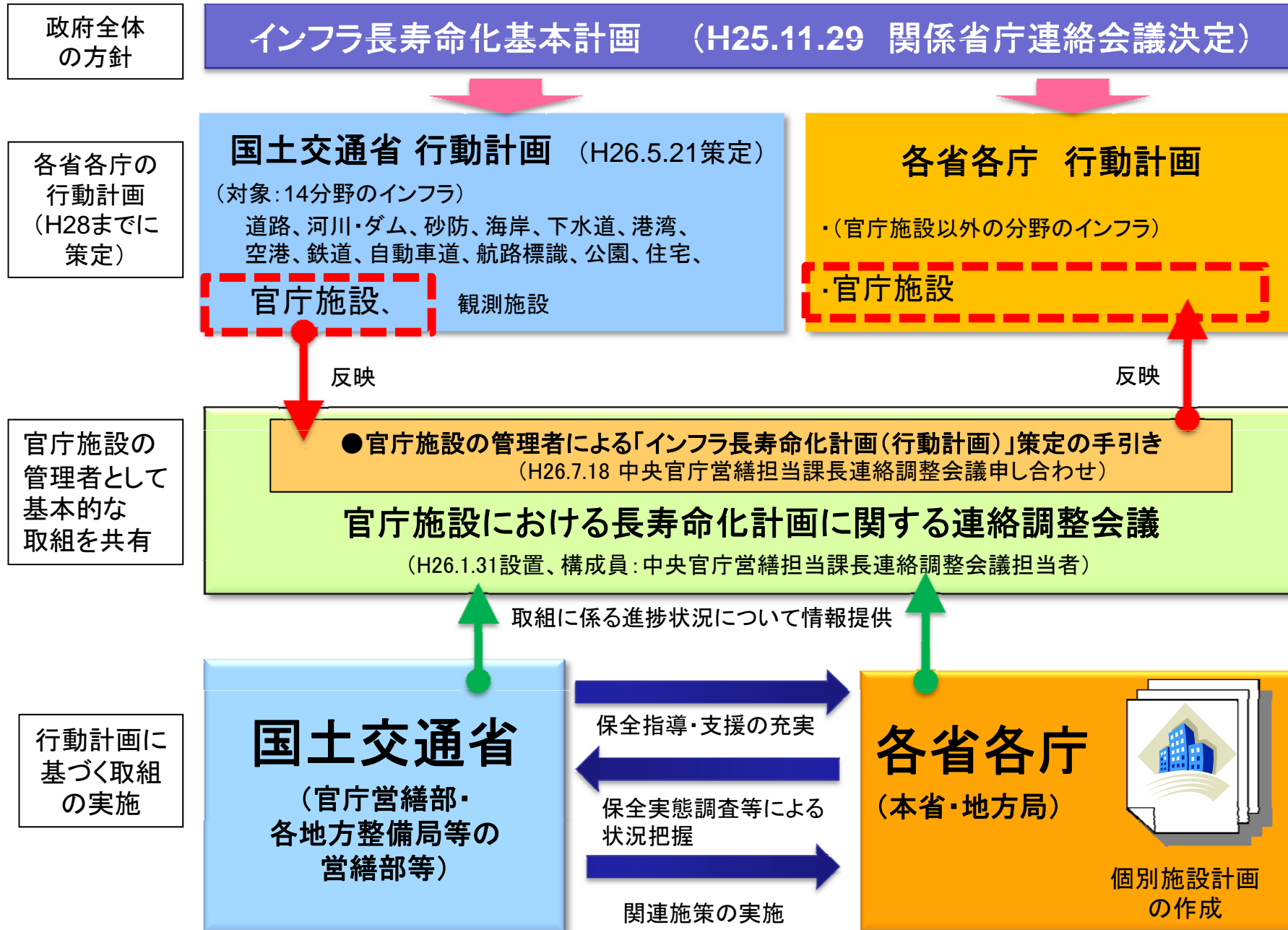
必要施策の方向性

- 1. 点検・診断／修繕・更新
- 2. 基準類の整備
- 3. 情報基盤の整備と活用
- 4. 個別施設計画の策定・推進
- 5. 新技術の開発・導入
- 6. 予算管理
- 7. 体制の構築
- 8. 法令等の整備

国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)【官庁施設部分】

官庁施設分野のうち、所管者(官庁営繕)の取組【対象:各省各庁の施設】

<p>1. 点検・診断/ 修繕・更新</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の機能の充実 ○基準類・マニュアル等の整備・提供 ○研修・講習の充実 ○施設を整備する立場から <ul style="list-style-type: none"> ・地域毎の官庁施設の整備構想を策定(H26年度中) ・長寿命化事業を推進 ・施設カルテの作成・運用開始(H27年度から) ・基準に基づく整備 	<p>5. 新技術の 開発・導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断に関する新技術が導入されている取組を収集し、各省各庁・地方公共団体に対して、引き続き、参考に情報提供 ・長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、より一層の現場導入・普及を検討
<p>2. 基準類の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検、保全に関する基準類を適用 ・基準類については、長寿命化に関する技術的知見の蓄積等を踏まえ、適時、適切な改定を行う。 	<p>6. 予算管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保全業務の適正な実施に必要な費用の算出について技術支援 ・「個別施設計画の策定・推進」の取組を継続 <p><施設を整備する立場から実施する内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域における官庁施設の整備構想を踏まえた、中長期における官庁施設の整備計画を策定
<p>3. 情報基盤の 整備と活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての官庁施設を対象に、保全実態調査に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)」に蓄積(H26年度中) ・保全実態調査を実施し、情報の更新を毎年実施 ・地方公共団体が利用するデータベースへの情報の蓄積・更新ができるよう技術的支援を継続 	<p>7. 体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・施設保全責任者を設置し、保全実施体制を確立するよう保全指導 ・「研修・講習の充実」の取組を継続 ○管理者等の相互連携の強化(研修・講習の充実の取組を継続)
<p>4. 個別施設計画 の策定・推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画を構成する「中長期保全計画」、「保全台帳」が適切に作成されるよう、保全指導を継続 ・BIMMS-Nの機能を周知し、中長期保全計画・保全台帳の作成を支援 ・各省各庁との連携のもと、個別施設計画の策定を推進 	<p>8. 法令等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要となる制度や法令等について、機会を捉えた整備を実施



「インフラ長寿命化計画(行動計画)」策定の手引き(概要)

1. 目的

「インフラ長寿命化基本計画」に基づく「インフラ長寿命化計画(行動計画)」の策定にあたり、国家機関の建築物及びその附帯施設(官庁施設)の管理者として共通して記載する施策や基本的な取組を取りまとめ、平成26年7月18日「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議」において申し合わせ事項としたもの。

2. 手引きの概要

(1)対象施設 全ての官庁施設。ただし、借受施設を除く。

(2)計画期間 2020年度(平成32年度)までを目安とする。

(3)必要施策に係る取組の方向性

- ・下表に示す8施策について、共通して実施する取組を記載。
- ・取組は、国土交通省の行動計画(官庁施設分野)をベースにしており、4施策については、同一指標を設定(※)。
- ・施設の特殊性等の特別な事情がある場合には、本手引きによらずに行動計画を策定することができるが、次の内容は最大限尊重。

1. 点検・診断／修繕・更新 (※)良好な施設の割合 (H29年度:80%)	5. 新技術の開発・導入
2. 基準類の整備	6. 予算管理
3. 情報基盤の整備と活用 (※)官庁施設情報管理システムへの情報の登録 (計画策定年度:100%)	7. 体制の構築 (※)施設保全責任者の設置 (計画策定年度:100%)
4. 個別施設計画の策定・推進 (※)計画の策定率 (H28年度:100%)	8. 法令等の整備

(4)フォローアップ計画 フォローアップの詳細は、別途、官庁施設における長寿命化計画に関する連絡調整会議において定める。

【参考】インフラ長寿命化基本計画の概要

H25.11.29 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

1. 目指すべき姿

- 安全で強靱なインフラシステムの構築
 - メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応
 - 【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ(2030年)等
- 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
 - 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現
 - 【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保(2020年頃)等
- メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化
 - 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得
 - 【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得(2030年)

2. 基本的な考え方

- インフラ機能の確実かつ効率的な確保
 - メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
 - 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保
- メンテナンス産業の育成
 - 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導
- 多様な施策・主体との連携
 - 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
 - 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

3. 計画の策定内容

- インフラ長寿命化計画(行動計画)
 - 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針(対象施設の現状と課題/維持管理・更新コストの見通し/必要施策に係る取組の方向性 等)
- 個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)
 - 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画(対策の優先順位の考え方/個別施設の状態等/対策内容と時期/対策費用 等)

4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用 等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減・平準化 等
体制の構築	[国]技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 [地方公共団体等]維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用 [民間企業]入札契約制度の改善 等
法令等の整備	基準類の体系的な整備 等

5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

【参考】国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)の概要

H26.5.21策定 (社会資本の老朽化対策会議【議長:国土交通大臣】)

- 「社会資本メンテナンス元年」の成果や課題を踏まえ、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画をとりまとめ
- 将来にわたる必要なインフラ機能の発揮に向けた取組により、メンテナンスサイクルを構築・継続的に発展
- 国民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減・平準化、メンテナンス産業の競争力確保の実現

1. 国交省の役割

○各インフラに係る体制や制度等を構築する「所管者」としての役割

○インフラの「管理者」としての役割

2. 計画の範囲

- 対象: 国交省が制度等を所管する全ての施設
- 期間: 平成26~32年度(2014~2020年度)

3. 中長期的なコストの見通し

○維持管理・更新等の取組のため、施設の実態の把握や個別施設計画の策定により、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しをより確実に推定する必要

4. 現状・課題と取組の方向性

	現状と課題	必要施策に係る取組の方向性	具体的な取組の例
点検・診断／ 修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総点検対象施設以外の対応 ○ 人口減少等の社会構造の変化への対応 ○ 技術力を有する職員の不足 ○ 取組の着実な実施に必要な予算の確保 ○ 点検・診断等の担い手の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全施設のメンテナンスサイクルの構築 ○ 施設の必要性、対策内容等の再検討 ○ 相談窓口機能、研修・講習の充実 ○ 交付金等による支援の継続・充実 ○ 入札契約制度等の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基準類に基づく適時・適切な点検・診断 ○ 個別施設計画に基づく修繕・更新・集約等 ○ 地公体職員を対象とする研修の充実・継続 ○ 防災・安全交付金等による取組の支援 ○ 適正な価格等の設定、発注ロットの最適化
基準類の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基準類の位置づけが不明確 ○ 新たな技術・知見が未反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基準類の体系的整備 ○ 新たな技術や知見の基準類への反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 位置付けを明確にした全基準類の見える化 ○ 適時・適切な基準類の改定
情報基盤の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 台帳等の不備・未整備 ○ 情報の活用に向けた統一的管理が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検・修繕等を通じた情報収集 ○ 情報の蓄積、地公体も含めた一元的集約 	<ul style="list-style-type: none"> ○ データベースの構築・改良、情報の蓄積・更新 ○ 関係者による情報の共有
個別施設計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画未策定の施設が存在 ○ 記載内容にバラツキ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定の推進と内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定対象の拡大 ○ 手引き等の整備・提供、交付金等による支援
新技術の開発・導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現場ニーズと技術シーズのマッチングが不十分 ○ 新技術の特性(適用条件等)が不明確 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産学官の連携とニーズ・シーズのマッチング ○ 新技術を活用できる現場条件などの明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズを明確にした公募等による現場実証・評価 ○ 点検・診断技術の特性を明確にした維持管理支援サイトによる新技術の現場導入支援
予算管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非計画的な投資 ○ 対策費用を踏まえた財源が未確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ トータルコストの縮減・平準化 ○ 受益と負担の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別施設計画に基づく計画的な対策 ○ 更新投資の財源確保に向けた検討
体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技術者の技術力の評価が不十分 ○ 地公体単独での対応が困難 ○ 国民等の利用者の関与が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資格制度の充実、高度な技術力を有する技術者の活用 ○ 管理者間の相互連携体制の構築 ○ 国民等の利用者の理解と協働の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間資格の評価、国の職員等の派遣 ○ 関係者からなる組織による市町村への支援 ○ 現地見学等による広報活動
法令等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等の法令等の位置づけが不明確 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 責務の明確化、社会構造の変化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 維持・修繕の責務明確化

5. その他

○計画のフォローアップにより、取組を充実・深化

○ホームページ等を通じた積極的な情報提供

	所管者(官庁営繕)の取組【対象:各省各庁の施設】	管理者(施設管理部局)の取組【対象:国交省の施設】
1.点検・診断/修繕・更新	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の機能の充実 ○基準類・マニュアル等の整備・提供 <ul style="list-style-type: none"> ・官庁施設保全連絡会議やHP等で周知 ・各省各庁への保全指導による保全実態調査の総評点の向上 ○研修・講習の充実(官庁施設保全連絡会議、全国営繕主管課長会議等の開催) ○施設を整備する立場から、 <ul style="list-style-type: none"> ・H26年度中に、地域毎に官庁施設の整備構想を策定 ・長寿命化事業を推進 ・H27年度から施設カルテの作成・運用を開始 ・基準に基づく施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○点検・診断/修繕・更新等 <ul style="list-style-type: none"> ・定期点検の実施 ・保全の確実な実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢国土交通省が管理する庁舎等について、H29年度までに保全実態調査の総評点が80点以上の施設の割合を80%以上となるよう取組を継続 ○研修・講習の充実 ○担い手確保に向けた入札契約制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・適正な保全業務委託の実施
2.基準類の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検、保全に関する基準類を適用 	
3.情報基盤の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・H26年度中に、全ての官庁施設を対象に、保全実態調査に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)」に蓄積 ・保全実態調査を実施し、情報の更新を毎年実施 ・地方公共団体が利用するデータベースへの情報の蓄積・更新ができるよう技術的支援を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・H26年度中に、国土交通省が管理する全ての官庁施設を対象に、左記の情報をBIMMS-Nに登録 ・H27年度以降は、情報の更新を毎年実施 ・蓄積した情報は、各施設管理者並びに本省官庁営繕部及び各地方整備局等の営繕部等で共有
4.個別施設計画の策定・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画を構成する「中長期保全計画※1」、「保全台帳※2」が適切に作成されるよう、保全指導を継続 <ul style="list-style-type: none"> ※1 施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画 ※2 点検や修繕履歴等を記録する台帳 ・BIMMS-Nの機能を周知し、中長期保全計画・保全台帳の作成を支援 ・各省各庁との連携のもと、個別施設計画の策定を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・H28年度までに、全ての個別施設計画の対象施設※において、個別施設計画の策定を完了 <ul style="list-style-type: none"> ※建築基準法、官公法の定期点検の対象施設 ・策定した個別施設計画は、適宜、更新
5.新技術の開発・導入	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断に関する新技術が導入されている取組を収集し、各省各庁・地方公共団体に対して、引き続き、参考に情報提供 ・長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、より一層の現場導入・普及を検討 	
6.予算管理	<ul style="list-style-type: none"> ・保全業務の適正な実施に必要な費用の算出について技術支援 ・「個別施設計画の策定・推進」の取組を継続 ＜施設を整備する立場から実施する内容＞ ・H26年度中に、各地域における官庁施設の整備構想を踏まえた、中長期における官庁施設の整備計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、新技術の開発・導入の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。
7.体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・施設保全責任者を設置し、保全実施体制を確立するよう保全指導 ・「研修・講習の充実」の取組を継続 ○管理者等の相互連携の強化(研修・講習の充実の取組を継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度中に、自らが管理する全ての施設で施設保全責任者を設置 ・「研修・講習の充実」の取組を継続
8.法令等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・必要となる制度や法令等について、機会を捉えた整備を実施 	<p style="text-align: center;">—</p>